

No. 24

制 度 名	介護給付費財政調整交付金	主管課名	長寿福祉課 地域包括ケア推進室 地域支援 G					
		問合せ先	029-301-3332					
目的・趣旨	市町村の介護保険事業運営の安定化を図ることを目的とする。							
〔対象団体〕 市町村 〔対象事業〕 1 普通調整交付事業 市町村が法の規定に基づいて行う算定政令第 1 条の 2 第 2 項に定める事業 2 特別調整交付事業 市町村が法の規定に基づいて行う算定政令第 1 条の 2 第 3 項に定める事業 〔対象経費負担割合〕 1 普通調整交付事業 以下により求められる諸係数に基づく交付割合分（市町村により異なる。全国ベースで給付費の 5%相当） (1) 調整基準標準給付費 ア 介護・予防給付費 イ 審査支払手数料 ウ 損害賠償金その他の収入額 (2) 第 1 号被保険者数 ア 前期・85 歳未満後期・85 歳以上後期高齢者数 イ 所得段階別被保険者数 (3) 給付費適正化主要 3 事業実施状況 2 特別調整交付事業 (1) 東日本大震災に伴う対応分 8/10 (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う対応分 8/10～10/10 (3) 令和 6 年能登半島地震に伴う対応分 10/10 等（一部の被保険者は住宅の損害程度等によって変動） ※ すべて令和 7 年度の交付割合。令和 8 年度の交付割合は不明。								
区 分		国	県	市町村	その他			
介護給付費財政調整交付金		上記のとおり （※市町村により異なる）	-	-	-			
〔令和 8 年度当初予算額〕 直接補助のためなし		〔令和 8 年度補助対象団体〕 水戸市外 43 市町村 （※交付割合 0 の被保険者を除く）						
〔備考〕 ・国からの直接補助								